

協議事項3 私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(校地)</p> <p>第9条 校地は、<u>原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、借用期間が20年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であると認められる場合又は国若しくは地方公共団体の所有に属するものであって各種学校の設置後20年以上にわたって使用できる保証のある使用貸借契約若しくは賃貸借契約が締結されており、当該校地を使用して各種学校を運営することに支障がないことが確実であると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の校地の借用については、借地借家法(平成3年10月4日法律90号)に基づく借地権が設定されていなければならない。ただし、国又は地方公共団体からの借用である場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>校地は、第12条第1項第2号の借入金に係る担保とされているものを除き、負担付き(担保に供されている等)であってはならない。</u></p> <p>第10条～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(校地)</p> <p>第9条 校地は、<u>負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第10条～第22条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。